

令和 7 年第 2 回定例会議案説明資料

- 1 議案第 7 1 号 令和 7 年度千葉市一般会計補正予算（第 1 号）中所管
[千葉城さくら祭り千葉開府 9 0 0 年連携イベント] …………… P 2
- 2 議案第 8 4 号 千葉市勤労市民プラザ設置管理条例の一部改正について
…………… P 3

議案第71号 令和7年度千葉市一般会計補正予算(第1号) 中所管 [千葉城さくら祭り千葉開府900年連携イベント]

補正予算書 P4、P5、P8、P16、P20

1 補正理由

令和8年に迎える千葉開府900年に向けて、市民の機運醸成及び認知度向上を図るため、開府900年記念期間のスタートとなる時期に千葉城さくら祭り実行委員会と協働で各種イベントを実施する。関係団体等と協議を行い、方向性が整理されたことから、所要の経費を補正予算化するもの。

また、本事業は令和7年度末から令和8年度にかけて実施することから、債務負担行為を設定する。

2 事業概要

亥鼻公園の「さくら祭り」と親和性のあるイベントとして、市民参加により桜色のランタンを夜空に浮かべるほか、市内の放置竹林の竹を活用し、市民が作成した竹あかりを展示するなど、本市の自然や文化を活かした市民参加型イベントを実施する。

※ 総事業費：13,650千円

3 補正内容

- (1) 補正予算額 12,650千円(スカイランタン、竹あかり等)
- (2) 財 源 基金繰入金(地域環境保全基金(森林環境譲与税))、一般財源
- (3) 債務負担行為 ア 限度額 1,000千円(ステージ及び竹あかりの撤去等)
イ 期 間 令和8年度

4 今後のスケジュール(予定)

令和7年8月 事業着手

令和8年3月下旬～4月上旬 さくら祭り開催(イベントの開催)

議案第 8 4 号 千葉市勤労市民プラザ設置管理条例の一部改正について

議案書 P 6 1 ~ 6 4

1 改正の趣旨

千葉市勤労市民プラザの庭球場及び体育館の利用料金の上限の額を改定するため、条例の一部を改正する。

2 料金改定の考え方

千葉市公共施設使用料等設定基準で定める算定基準に基づき、千葉市勤労市民プラザ設置管理条例で定める利用料金の上限の額を改定する。

改定に当たっては、現行利用料金の概ね 1.3 倍を超えない額とし、かつ、下記利用料金については、他の市内スポーツ施設、コミュニティセンター等と同一の改定内容とする。

【算定式】利用料金単価＝施設の管理運営に要する費用×50%（受益者負担率）÷想定利用数

3 改定の内容（料金改定のある施設一覧）

区分			改定前	改定後
長沼原	庭球場（クレー）	一般	460円	590円
		小・中・高校生	300円	390円
	庭球場（オールウェザー）	一般	630円	810円
		小・中・高校生	460円	540円
	体育館（個人使用）	一般	220円	280円
		中・高校生	100円	140円
		小学生以下	70円	90円
	体育館（専用使用：全館）	一般	18,410円	23,840円
		勤労者団体	14,720円	19,070円
	体育館（専用使用：半館）	一般	9,180円	11,920円
		勤労者団体	7,340円	9,530円
幕張	体育館（個人使用）	一般	220円	280円
		中・高校生	100円	140円
		小学生以下	70円	90円
	屋内運動場（専用使用：全館）	一般	18,410円	23,840円
		勤労者団体	14,720円	19,070円
	屋内運動場（専用使用：半館）	一般	9,180円	11,920円
		勤労者団体	7,340円	9,530円

※庭球場及び体育館（個人使用）は1コマ2時間当たり、体育館（専用利用）は1日当たり

※勤労者団体は一般の8割

4 施行期日

令和8年4月1日

改正後の規定は、施行期日以後の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。